

一宮市短期予防通所サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱第4条第1項第1号イに規定する短期予防通所サービス（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、介護予防に有益なサービスを提供することによって、要介護状態になることを予防し、生活機能の維持・向上を図り、高齢者の自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 介護保険法（9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）
- (2) 居宅要支援被保険者等のうち、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメントに基づき、事業の利用が必要であると認められる者。
- 2 各事業の参加については別表1の判断基準を参考とする。ただし、運動器の機能向上事業の参加については、別表2の項目のいずれかに該当する者について、参加の可否及び参加にあたっての注意事項について主治医の確認を求めることとする。
- 3 事業に参加している者が、事業の途中で参加の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き参加することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 栄養改善事業
管理栄養士による栄養相談や栄養教室を行う。
- (2) 口腔機能の向上事業
口腔機能の向上の必要性についての教育、口腔ケア指導、摂食・嚥下機能訓練を行う。
- (3) 認知症予防事業
認知機能訓練を行う。
- (4) 運動器の機能向上事業
理学療法士、健康づくりリーダーの指導による筋力向上運動、バランス運動を行う。
- 2 前項の事業の実施にあたり、次のいずれかに該当する者は可能な範囲で実施施設まで送迎する。
 - (1) 利用可能な交通手段で会場まで通うのに30分以上かかる。

(2) 一人で会場まで通うことが困難。

(実施主体及び運営主体)

第5条 事業の実施主体及び運営主体は、一宮市とする。ただし、事業の実施にあたり必要に応じて、適切に事業を実施することができると思われる団体に事業の全部又は一部を委託して行うことができる。

(実施施設)

第6条 第4条第1項各号に規定する事業は、その特性に適した公共的施設において実施する。

(事前アセスメント及び対象者の決定及び申し込み)

第7条 地域包括支援センターまたは地域包括支援センターより介護予防サービス計画の作成を委託された居宅介護支援事業所(以下「居宅介護支援事業所」とする。)は、事業の対象者になると思われる者に対し介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の利用を勧奨する。

2 事業の利用を希望する者は、あんしん介護予防事業・短期予防通所サービス利用申請書(様式第1)を市に提出するものとする。

3 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は、対象者の利用者基本情報(様式第2)の写し、介護予防サービス支援計画書(様式第3)の写し及び6か月以内に実施した基本チェックリスト(様式第4)を、市に提出する。なお、運動器の機能向上事業については、「運動器の機能向上事業」の参加に係るチェックシート(様式第5)を合わせて市に提出する。

4 市は、第4条第1項各号に規定する事業ごとに定員を定める。

(実施に係る単位の期間及び事後アセスメント)

第8条 事業は第4条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業にあたっては3か月、第3号に掲げる事業にあっては6か月を1単位として実施し、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は、当該単位が修了するごとにアセスメントを行わなければならない。なお、各事業において事業終了後2年以内の同事業の参加は不可とする。ただし、市長がやむをえない理由があると判断した場合はこの限りではない。

(個人情報の提供)

第9条 事業の実施により保有することとなった個人情報は、事業の目的を達成するため、必要最小限の範囲内で、事業実施者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び関係医療機関に提供することができる。

2 前項の個人情報の使用にあたっては、個人情報利用同意書(様式第6)により当該利用者の同意を要する。

(秘密の保持)

第10条 事業の実施にあたっては、事業の対象者及びその家族のプライバシーの保護が図られるよう万全の措置を講ずる。

(利用料)

第11条 この事業の利用料は、無料とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前においても、事業の実施に関し必要な業務を行うことができる。
- 3 一宮市二次予防事業対象者通所型介護予防事業実施要綱は、廃止する。
- 4 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

事業種別	判断基準
栄養改善事業	居宅要支援被保険者等で、次の①、②及び③に該当する者 ①体重が目立って減ってきた者や、やせぎみの者 ②太りぎみの者や、高血圧症、脂質異常症、糖尿病など生活習慣が心配な者（病院で指導を受けている者は除く） ③バランスの良い食事について学ぶ必要がある者
口腔機能の向上事業	居宅要支援被保険者等で、次の①、②、③及び④に該当する者 ①お茶や汁物等でむせることがある者 ②口の渇きが気になる者 ③固い物が食べにくくなった者 ④自宅で意欲的に口体操ができる者
認知症予防事業	居宅要支援被保険者等で、物忘れが気になり、宿題を意欲的に行うことのできる者
運動器の機能向上事業	居宅要支援被保険者等で、次の①及び②に該当する者 ①転倒が心配である者 ②腰痛、膝痛などがあるため運動することに心配がある者 ただし、支えがなくても一人で立ち座りができる者で、自宅でも運動を実践できる者

別表2 (第2条関係)

	項目
絶対除外基準	ア 心筋梗塞・脳卒中を最近6か月以内に起こした者
	イ 狭心症・心不全・重症不整脈のある者
	ウ 収縮期高血圧180mmHg以上、又は拡張期血圧が110mmHg以上の高血圧の者
	エ 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎・肺気腫など）で息切れ・呼吸困難がある者
	オ 糖尿病で重篤な合併症（網膜症・腎症）のある者
	カ 急性期の関節痛、関節炎、腰痛、神経症状のある者
	キ 急性期の肺炎・肝炎などの炎症のある者
	ク その他、運動器の機能向上事業の実施によって、健康状態が急変あるいは悪化する危険性がある者
制限を考慮すべき基準 主治医の判断で相対的に除外や運動の	ア コントロールされた心疾患、不整脈のある者
	イ 収縮期高血圧180mmHg未満の高血圧の者
	ウ 慢性閉塞性肺疾患で症状の軽い者
	エ 慢性期の関節痛、関節炎、腰痛、神経症状のある者
	オ 骨粗しょう症で、脊椎圧迫骨折のある者
	カ 認知機能低下により、参加が困難である者
	キ その他、医師が除外や運動の制限が必要と判断した者
その他	病歴、既往歴に心臓病、骨折、その他の疾患があり、運動器の機能向上事業の実施により、悪化の恐れがある者